

毒物及び劇物販売業監視指導項目表

法:毒物及び劇物取締法
令:毒物及び劇物取締法施行令
規則:毒物及び劇物取締法施行規則

監視項目、根拠法令等	
1 登録に関する事項(法3③、法4③、法4の3、法9、法10)	
1 登録の期限を過ぎていないこと。	
2 農薬用品目販売業又は特定品目販売業にあっては毒物・劇物のうち制限品目以外の品目を扱っていないこと。	
3 必要な届出がされていること。 ①新規申請の必要な場合	・毒物劇物販売業者の変更(個人から法人への変更等) ・店舗の所在地(場所)の変更
②変更届の必要な場合(変更後30日以内)	・販売業者の住所、氏名の変更 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) ・毒物劇物の貯蔵設備等の変更 ・店舗の名称の変更 ・住居表示の変更 ・毒物劇物取扱責任者の変更
2 貯蔵設備の基準(法5、規則4の4②)	
1 毒物劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。	
2 貯蔵する容器は、毒物劇物が外部に飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。	
3 容器を用いなくて貯蔵する場合は毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。	
4 貯蔵場所にはかぎをかける設備があること。	
5 性質上かぎをかけることができない場所である場合は、その周囲に堅固なさくがあること。	
3 陳列場所の基準(法5、規則4の4②)	
陳列場所にはかぎをかける設備があること。	
4 運搬用具の基準(法5、規則4の4②)	
運搬用具は毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。	
5 盗難・紛失の防止措置(法11①)	
1 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていること。 ①貯蔵場所は毒物劇物のみを専用に貯蔵させること。(但し毒物と劇物を同一場所に保管して差し支えない。) ②貯蔵、陳列場所には、常時かぎをかけていること。 ③貯蔵設備は固定されたものであり、堅固なものであること。(手提げ金庫、ガラス張りのもの等は不適当) ④所定の貯蔵場所以外のところに毒物劇物を放置しないこと。	
2 「盗難等防止規定」が作成されていること。	
3 「盗難等防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。	
4 貯蔵・運搬を委託する場合は、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。	
6 流出等の防止措置(法11②)	
1 毒物劇物等が店舗外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じていること。	
2 「危害防止規定」が作成されていること。	
3 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。	
4 貯蔵を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が貯蔵設備から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。	
7 運搬用具等からの流出等の防止措置(法11③)	
1 毒物劇物等を店舗外で運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じていること。	
2 「危害防止規定」が作成されていること。	
3 「危害防止規定」に基づく適切な措置が措置が講じられていること。	
4 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。	
5 運搬を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が運搬用具から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出ることを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。	
8 飲食物の容器の使用禁止(法11④)	
毒物劇物の容器として飲食物の容器が使用されていないこと。	
9 容器及び被包への表示事項(法12①②)	
毒物劇物の容器及び被包には以下の表示が行われていること。 ・毒物にあっては「医薬用外」の文字及び赤地に白文字で「毒物」 ・劇物にあっては「医薬用外」の文字及び白地に赤文字で「劇物」 ・毒物劇物の名称、成分、含量 ・厚生省令で指定する毒物劇物にあっては厚生省令で定める解毒剤の名称 ・毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生省令で定める事項(則11の6) ・販売業者が毒物劇物の直接の容器又は被包を開いて販売する場合は次の表示事項を追記 イ販売業者の氏名・住所 ロ毒物劇物取扱責任者の氏名	
10 貯蔵場所、陳列場所への表示事項(法12③)	
1 貯蔵場所、陳列場所への表示については以下の表示が行われていること。 ・毒物の貯蔵場所、陳列場所については「医薬用外毒物」 ・劇物の貯蔵場所、陳列場所については「医薬用外劇物」	
2 貯蔵を委託する場合には、受託者に、貯蔵場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行わせているか。	

監視項目、根拠法令等	
11 着色(法13)	農業用に販売される毒物劇物であって施行令第39条により着色の規定が定められているものについては、施行規則第12条で定める着色方法により着色されていること。
12 劇物たる家庭用品(法13の2)	劇物たる家庭用品について施行令第39条の2別表第一に定める基準に適合していること。
13 譲渡手続(法14)	1 他の毒物劇物営業者に販売・授与を行った場合に、次の事項が書面への記載又は電磁的記録の作成が行われていること。 ・毒物劇物の名称及び数量 ・販売・授与の年月日 ・譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 2 他の毒物劇物営業者以外の者に販売・授与を行った場合 (1) 書面で譲受書の提出を受ける場合に、次の事項が記載されていること。 ・毒物劇物の名称及び数量 ・販売・授与の年月日 ・譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) ・譲受人の押印 (2) 書面に記載すべき事項を譲受人の承諾を得て電磁的方法により提供を受ける場合に、次の事項が記載されていること ・毒物劇物の名称及び数量 ・販売・授与の年月日 ・譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 3 書面又は電磁的記録を5年間保存していること。 4 販売・授与を行った相手の毒物劇物営業者登録の有無を登録票等により確認し記録していること。 5 他の毒物劇物販売業者以外への販売については、相手の身元確認及び使用目的の聴取を行い、それらを記録していること。 6 一般消費者に対して、劇物たる家庭用品以外の毒物劇物の販売・授与の自粛及び代替品の使用の勧奨を行っていること。 7 挙動不審者への販売・譲渡を行っていないこと。 8 譲受人に当該毒物又は劇物の性状及び取扱に関する情報を提供すること。
14 交付の制限(法15①)	毒物劇物を以下の者に交付していないこと。 ・18歳未満の者 ・精神の機能の障害により毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者 ・麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者
15 特定毒物の譲渡(法3の2⑦)	特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者以外の者へ譲渡していないこと。
16 発火性、爆発性のある毒物劇物の交付手続(法15②)	1 法第3条の4に基づき施行令第32条の3に定める物の交付に際して身分証明書、運転免許証等により身元の確認をしていること。 2 法第3条の4に基づき施行令第32条の3に定める物の交付に際して次の事項を帳簿に記載していること。 ・交付した劇物の名称 ・交付年月日 ・交付を受けた者の氏名及び住所 3 帳簿を5年間保存していること。
17 廃棄(法15の2)	1 施行令第40条に定める技術上の基準に基づき行われていること。 2 廃棄の方法に関する技術上の基準が定められている物にあっては、当該基準に従っていること。 3 不必要な毒物劇物はすみやかに廃棄していること。 4 廃棄の内容について記録していること。
18 運搬貯蔵等の基準(法16)	1 容器又は被包が落下、転倒又は破損しないように積載されていること。 2 容器又は被包が積載装置の長さ・幅を超えないように積載されていること。 3 施行令別表第二に掲げる毒物劇物を1回につき5,000kg以上車両を用いて運搬する際は、交代して運転する者の同乗、車両の標識表示、2人分以上の保護具等の装備、応急措置の内容を記載した書面の装備が遵守されていること。 4 毒物劇物を1回につき1,000kgを超えて車両又は鉄道を用いて運搬する場合で、当該運搬を委託する場合に、荷送人の通知義務が遵守されていること。 5 その他、運搬、貯蔵等の基準が定められている場合にあっては、当該基準が遵守されていること。
19 流出等発生時の届出及び応急措置(法17①)	1 保健所、警察署又は消防機関への連絡体制を整備しており、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において不特定又は多数の者に、保健衛生上の危害が生じるおそれがある場合には、直ちに保健所、警察署又は消防機関への届出が行われ、かつ危害防止の応急措置が講じられていること。 2 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。 3 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。 4 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合には、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせることが確認されていること。 また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。
20 盗難・紛失発生時の警察への届出(法17②)	1 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察署に届け出ていること。 2 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。
21 毒物劇物取扱責任者の業務(法7)	毒物劇物取扱責任者に、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止にあたらせていること。